



令和2年度 Vol.10

防災対策 情報便

発行日	令和3年1月29日
発行元	災害対策課
所属長	課長 馬淵 勉
電話	06-6489-6165

1 緊急事態宣言が発令されました。

市長メッセージ

1月14日から2月7日まで、兵庫県にも新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発令されました。

- 不要不急の外出（とりわけ夜8時以降）を控えてください。
- 飲食店には夜8時までの時短営業をお願いします。
- テレワーク等の推進に加え、体調が少しでも気になるときは通学・通勤を控えてください。
- 基礎疾患のある方、ご高齢の方は、特に感染予防行動の徹底とかかりつけ医への早めの相談を心がけてください。

皆様、今一度、自分が感染しているかもしれないという前提で、マスク着用の徹底、マスクができない飲食時の感染予防の徹底など、「うつさない」「うつらない」ための感染予防行動の徹底をよろしくお願いいたします。

本市における患者数も年末の急増を経て高止まりの状況が続いており、保健医療現場のひっ迫度は厳しさを増しています。医療従事者をはじめとする関係者の皆さまはもちろん、本市保健所や衛生研究所も本当にギリギリのところに対応にあたっています。

ここが、踏ん張りどころです。3密や飲食時など、注意すべき場面が分かってきており、ワクチン接種に向けた準備もはじまっています。多くの命を守り、この冬を乗り越えられるか、今の私たち一人一人の行動にかかっています。

市としましても、国・県と連携し、より一層の対策、対応に全力を尽くします。

皆様のこれまでのお力添えに感謝するとともに、なにとぞ引き続きのご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

不要不急の外出は控えましょう

**緊急
事態
宣言**

- 検温、マスク着用など健康管理の徹底を！
- 発熱、息苦しさ、味覚異常等の症状がある場合
すぐにかかりつけ医に電話相談を！
- 特に20時以降の不要不急の外出は控えましょう

尼崎市新型コロナウイルス感染症対策本部 TEL:06-6489-6165 FAX:06-6489-6166

2 新型コロナウイルス感染症対策のため、見回りを実施しています。

市では、緊急事態宣言措置の対象地域となったことに伴い、警察、兵庫県や関係部局と連携し、繁華街において不要不急の外出自粛を呼びかけるとともに、店舗等に対しても午後8時までの営業時間短縮要請の徹底に対する呼びかけを実施しています。

<日時・場所>

- ① 1月14日(木) 阪神尼崎駅周辺
- ② 1月15日(金) 阪神尼崎駅周辺
- ③ 1月22日(金) JR 尼崎駅周辺
- ④ 1月29日(金) 阪急塚口駅周辺
- ⑤ 2月5日(金) JR 立花駅周辺

いずれも午後7時30分から約1時間



3 阪神・淡路大震災から26年を迎えました。

1月17日で、阪神・淡路大震災から26年が経ちました。

震災で得た教訓は、現在に通じる知恵となるため、震災を風化させることなく、震災から生まれた制度や社会の仕組みを育て、次世代につなぎ「災害文化」として定着させなければなりません。

尼崎市本庁舎では、震災を振り返るパネル展が行われました。

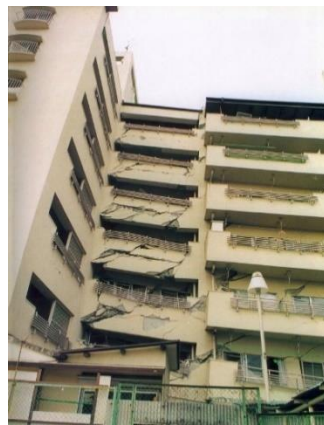
これからも震災を忘れず、伝え、活かし、備える取り組みを続けていきます。

<尼崎市における阪神・淡路大震災の被害>

阪神・淡路大震災により、尼崎市では、推定震度6の揺れに見舞われ、市内の死者は49名、負傷者は約7千名にのぼりました。また、築地地区をはじめ、市内では液状化が発生するなど大きな被害となりました。



パネル展示の様子



倒壊した7階建て
マンション（南武庫之荘）



住宅火災の現場（立花）

地震に備えて

家の中の安全を確認しましょう

- ✓タンスなどは金具や支え棒で固定しましょう
- ✓扉には、留め具をつけましょう

